

別表六の二(二十)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名	()	
調整前増加額	雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表「1」の合計)	1	円	調整前税額控除限度額 $(11) \times \frac{10}{100}$ (6 ≤ (7)の場合は0)	12	円
調整前増加額	基準雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(26)の合計)	2		税額控除加算基準額 (((1)-(5))と(11)のうち少ない金額)	13	
	調整前雇用者給与等支給増加額 (1)-(2)	3		税額控除加算額 $(13) \times \frac{2}{100}$	14	
<p>「22」欄</p> <p>雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の15の5第1項」※1又は「第68条の15の6第1項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「10433」※1又は「10588」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「22」欄の金額</p> <p>※1 平成29年旧措置法第68条の15の5第1項(区分番号：「10433」) 平成29年4月1日以前に開始した連結事業年度</p> <p>※2 第68条の15の6第1項(区分番号：「10588」) 平成29年4月1日以後に開始した連結事業年度</p>				税額控除限度額 (12)+(14) (9) < 0.02若しくは(7)	15	
				税額控除加算額 $\frac{12}{100}$ (=0の場合は0)	16	
				税額控除限度額 (12)+(16) (17)の場合は0)	17	
				結税額 の二(二)「2」又は	18	
				基準額 20	19	
	税可能額 ち少ない金額)	20				
個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表「22」の合計)	10	円	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の④」)	21		
雇用者給与等支給増加額 (3)-(10) (マイナスの場合は0)	11		法人税額の特別控除額 (20)-(21)	22		
各連結法人の基準雇用者給与等支給額の計算						
基準連結事業年度又は基準事業年度等	国内雇用者に対する 給与等の支給額	適用年度の月数 (23)の基準連結事業年度又は 基準事業年度等の月数		基準雇用者給与等支給額 (24) × (25)		
23	24	25		26		
平	円	—		円		
平						
各連結法人の比較雇用者給与等支給額の計算						
前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額	適用年度の月数 (27)の前連結事業年度 又は前事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 (28) × (29)		
27	28	29		30		
平	円	—		円		
平						
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算						
		平均給与等支給額の計算		比較平均給与等支給額の計算		
		適用年度		前連結事業年度又は前事業年度		
		①		②		
各連結法人における計算	雇用者給与等支給額	31	別表六の二(二十)付表「1」	円	(28)	円
	同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	32				
	同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	33				
	継続雇用者給与等支給額 (32)-(33)	34				
	月別支給対象者の合計数	35			人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 各連結法人の(34)の合計 各連結法人の(35)の合計		36		円		円

別表六の二(二十) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分